

八戸市子ども・子育て支援ニーズ調査の実施について

1 調査の目的

市町村は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づき、国の示す基本指針に即し、5 年を一期として、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に関して供給体制の確保を図るための「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めることとされている。

当市において、八戸市子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業における「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握し、事業計画に定める「量の見込み」を算出するためニーズ調査を実施する。

2 調査の概要

国の子ども子育て会議の審議を経て、国から「基本指針」の概ねの案及び利用希望把握調査（ニーズ調査）の調査票イメージが示されたことから、当市では、これらを踏まえて、具体的な調査項目を決定し、調査を実施する。

(1) 調査対象者

就学前児童及び就学児童（小学生）の子どもを有する保護者（資料 2 参照）

対象者	対象年齢	抽出率	調査対象 児童数	想定回収数 (回収率 60%を想定)
①就学前児童	0 歳～ 5 歳	25%	3,000 人	1,800 通
②就学児童（小学生）	6 歳～11 歳	15%	2,000 人	1,200 通
計			5,000 人	3,000 通

※抽出方法は、住民基本台帳の中から、児童の区分ごとに一定条件で無作為抽出により行う。

(2) 調査方法及び回収方法

調査・回収方法は、郵送方式とする。

(3) 調査スケジュール（予定）

資料 3 のとおり

(4) 調査票（案）

資料 4、資料 5 のとおり